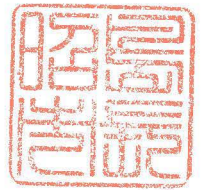


市道路線の区域決定

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道路線の区域を次のように決定する。

令和 8年 7月 3日

昭島市長 白井伸介



記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 市道昭島50号
- 3 敷地の幅員及びその延長 市道路線区域決定位置図のとおり
- 4 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場 所 都市整備部管理課
期 間 令和 8年 7月 3日から令和 8年 7月17日まで

市道路線区域決定位置図

<市道昭島50号>

区域決定する路線の表示

起点 つつじが丘一丁目267番

終点 代官山一丁目3928番

延長 1424.59メートル

幅員 16.00～17.00メートル

